

尼信ビジネス・サービス株式会社

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

内容

目標

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

対策

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について普段から周知するが、当該休業等が必要となった職員については、個別に詳細を説明してスムーズな適用に努める。

実施時期

平成27年4月より一般事業主行動計画をホームページ、社内に掲示します。

毎年、「育児休業等諸制度について」を事務連絡等で従業員に周知する。